

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	宮崎市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づいた事務、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた後期高齢者医療保険料の収納事務、地方税法の規定に基づいた滞納整理事務を行う。以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付2 被保険者証及び資格証明書の引渡し3 被保険者証の引渡し及び返還の受付4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し5 保険料に関する申請の受付6 納税義務者からの納付後、消込処理、消込確認7 届出に基づいた口座振替手続処理8 過誤納者に対する還付・充当業務9 滞納繰越年度、現年度に対する決算業務10 納税義務者に対して税申告用に納付済額連絡票を送付11 滞納者の課税状況(税目、金額等)及びこれらに関連する収納額、滞納額、交渉経過等の把握12 納税の相談及び指導13 納税誓約(分割納付)の履行管理14 滞納処分(差押、交付要求等)の執行及び管理15 各種通知の発送16 上記に掲げる事務に付随する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)第9条(利用の範囲)別表第一第59項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>・別表第二(82の項)</p> <p>・別表第二主務省令(第43条の2の2)</p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>・別表第二(80の項、83の項)</p> <p>・別表第二主務省令(第43条、第43条の2の2)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(賦課、資格、給付に関すること) 宮崎市税務部国保年金課 (収納、滞納処分に関すること) 宮崎市税務部国保収納課
②所属長の役職名	(賦課、資格、給付に関すること) 国保年金課長 (収納、滞納処分に関すること) 国保収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

(賦課、資格、給付に関すること)
宮崎市税務部国保年金課(市役所第2庁舎1階)
〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 TEL(0985)21-1746
(収納、滞納処分に関すること)
宮崎市税務部国保収納課(市役所第2庁舎3階)
〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 TEL(0985)21-1744

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中武 博文	課長 熊野 郁夫	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	後期高齢者医療システム	事後	情報連携は実施しないため「団体内統合宛名システム、中間サーバ」を削除
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会 番号法第19条第7号 別表第二 82 提供 番号法第19条第7号 別表第二 83	—	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保収納課長 小八重 和久	国保収納課長 高井 頼彦	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一 第59項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第59項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(職課、資格、給付に関すること) 国保年金課長 熊野 郁夫 (収納、滞納に関すること) 国保収納課長 高井 頼彦	(職課、資格、給付に関すること) 国保年金課長 (収納、滞納に関すること) 国保収納課長	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第59項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。)第9条(利用の範囲)別表第一第59項	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	(収納、滞納に関すること)	(収納、滞納処分に関すること)	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・(収納、滞納に関すること) ・国保収納課(市役所第2庁舎1階)	・(収納、滞納処分に関すること) ・国保収納課(市役所第2庁舎3階)	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報照会の根拠] ・別表第二(82の項) ・別表第二主務省令(第43条の2の2) [情報提供の根拠] ・別表第二(80の項、83の項) ・別表第二主務省令(第43条、第43条の2の2)	事前	
令和4年3月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年3月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年12月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため